

附則案

刑法改正市民プロジェクト

参考：前回改正時 刑法の一部を改正する法律(法律第 72 号平成 29 年 6 月 23 日)

附 則

(検討)

第 9 条

政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【令和 5 年通常国会 附則案】

■刑法の一部を改正する法律（令和 5 年通常国会）

附 則

(検討等)

第●条(性的同意)

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、刑法 176 条及び 177 条の規定の在り方について、相手の自発的な参加である性的同意を確認せずに性行為を行うことを基本とするための検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第●条(地位関係性性交)

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、教師と生徒、施設職員と入所者など明らかに対等ではない地位関係性を利用した性行為を処罰するための検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第●条(障がい児者)

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、障がい児者における被害の実情、この法律による改正後の規程の施行の条項等を勘案し、障がい児者は特に配慮を要する者であることを踏まえ、別途の法整備および必要な措置を講ずるものとする。

第●条(5 歳差要件)

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、法 176 条第 3 項における当該 16 歳未満の者が 13 歳以上である場合については、その者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為をした場合、並びに法 177 条第 3 項における同様の年齢差要件で性交等をした場合の処罰が適切になされているか、その在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、前述の年齢差要件が、教育現場における性犯罪の処罰に影響を与えるか、その在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第●条(性的懐柔・面会要求)

政府は、インターネットを通じた性的懐柔が若年世代に甚大な影響を与えることに鑑み、この法律の施行後 3 年を目途として、法 182 条について、その表題、条項の順序、在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※手なづけ行為が問題だが、このタイトルだとそれが伝わらない

※画像の送信が大きな被害のきっかけになるが、このタイトルでは面会要求しか注目されない

※3項を前に出して、3項を1項2項にする

■刑事訴訟法の一部改正（令和5年通常国会） 附則案

附 則

（検討等）

第●条（公訴時効）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、第250条第3項1から3に掲げる罪にの時効について、性犯罪の被害者が長期間に渡り開示や相談を行う事が出来ない状況に関する実態調査を行い、その結果に対し検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

また、科学技術の進歩に伴うDNA鑑定結果の精度向上や、画像、動画等の映像記録が保存され証拠として採用されうる場合についての時効の撤廃について、諸外国の状況等の調査を行い、その在り方について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずるものとする。

■性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（令和5年通常国会）附則案

第●条

政府は、この法律の施行後3年を目途として、性的な姿態を撮影する行為等が被害者に対し甚大な影響を与えることに鑑み、処罰が適切になされているか、その在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。